

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 0 日

各指定障害福祉サービス事業者等 管理者 様

大津市福祉子ども部障害福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る指定障害福祉サービス事業所等
(通所系)における人員基準等の臨時的な取扱い等について

平素は、本市の障害福祉施策の推進に多大なる御協力を頂き、誠にありがとうございます。
また、感染拡大が続く中、懸命に利用者支援等に尽力いただいております、重ねて感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき「緊急事態宣言」が全国に発せられました。

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、各利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが必要であることから、通所系の障害福祉サービス事業所等についても、感染防止対策を行った上で、通所による支援を行うことが重要と考えています。

一方で、感染拡大の防止等の観点から一定の要件を満たした場合に、健康管理や相談支援、在宅でのサービス提供等（以下、「在宅でのサービス提供等」という。）を行うことで、報酬を算定できることが、厚生労働省事務連絡等により示されていることから、その取扱いについて、別記のとおり整理をしますので、通知します。

なお、本通知は既に在宅でのサービス提供等を行っている事業所については、事後的に手続きを行うことも差し支えないことを申し添えます。

また、すでに在宅就労申請を行った就労移行支援、就労継続支援事業所については、改めて書類を提出する必要はありません。

本件については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた一時的な取扱いであることを御承知おきください。

この取扱いの終了については、別途通知します。

大津市福祉子ども部障害福祉課
管理係
TEL077-528-2745 FAX077-524-0086
E-mail : otsu1408@city.otsu.lg.jp

別記

通所による支援が困難であり、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のサービスを提供する場合の取扱

1 対象サービス

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス

2 適用までの流れ

＜生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービス＞

- (1) 利用者（保護者）の求め等により、当取扱による在宅等での健康管理、相談支援等のサービス提供を行うこととする際には、「別添様式1」及び「別紙利用者一覧」によりメールにて本市障害福祉課に報告してください。
- (2) 事業所は、在宅等での健康管理、相談支援等のサービス提供を行った場合、「別添様式2」を利用者ごとに作成し、事業所にて保管してください。
- (3) 「別添様式1」により報告が完了し、「別添様式2」を作成した日について、報酬算定が可能となります。

＜就労移行支援、就労継続支援＞

- (1) 利用者（保護者）の求め等により、当取扱による在宅等での健康管理、相談支援等のサービス提供を行うこととする際には、「別添在宅訓練申請書」によりメールにて本市障害福祉課に報告してください。
- (2) 事業所は、在宅等での健康管理、相談支援、在宅就労支援等のサービス提供を行った場合、利用者ごとに1日2回以上の電話等での確認と支援記録を作成し、事業所にて保管してください。
- (3) 「別添在宅訓練申請書」により報告が完了し、「別添様式2」を作成した日について報酬算定が可能となります。

3 留意事項

- (1) サービス提供にあたっては事業所より利用者（保護者）に対して、利用者負担が生じること等を説明し、同意を得てください。
- (2) 事業所は、サービスを提供した際には、必ずその支援の内容を記録として作成し、保管してください（別添様式2等）。
なお、支援の提供にあたっては、利用者の健康管理等による状況の把握、日常生活在宅生活における助言、利用者への相談支援、情報提供（家庭で行える本人支援や課題提供等）及び在宅就労に関する支援を行うものとします。
- (3) サービスの提供にあたっては、感染拡大の状況を鑑み、電話等によるものも可能としますので、支援手段がわかるよう記録を作成してください。
- (4) 実績記録確認票の「備考欄」に「コロナウイルス対応」の旨を記載してください。
- (5) 事業所は支給決定市町の求めに応じて、支援の記録を提供できるよう整備し、サービス提供をした日から5年間必ず保存してください。
- (6) サービスの提供日については、原則、通常提供されている日数（契約支給量）を超えないこととします。
なお、他事業所、他サービスとの重複があった場合は返戻の可能性があるので、相談事業所等と十分に連携してください。